2 吹児保第 1308 号 令和 2 年 7 月 21 日 (2020 年)

吹田市職員労働組合

執行委員長 坂田 俊之 様

吹田市教職員組合

執行委員長 土居 春美 様

吹田市長 後藤

吹田市教育委員会 教育長 原 田

幼稚園教諭と保育士の職種統合について(提案)

標記の件について、下記のとおり提案します。

記

## 1 提案に至る背景

平成 23 年度以降、就学前児童の教育・保育のあり方を検討する中で、待機児童がいる公立保育所と定員を充足できない公立幼稚園という課題を解消するため、それぞれが果たしている責任と役割を無くすことなく、すべての就学前児童とその保護者のニーズに対応した教育・保育の実施体制の再構築に取り組んできました。この間に公立幼稚園の幼稚園型認定こども園化を8園、公立幼稚園と公立保育所の一体化による幼保連携型認定こども園化を1園実施しました。現在でもその課題は残っており、長時間かつ多様な保育ニーズにも対応するため、千里新田幼稚園と江坂大池幼稚園については、令和4年度からの幼保連携型認定こども園への移行に向け、施設整備を進めているところです。

一方、これを担う職員体制においては、例年一定数の途中退職が生じており、とりわけ、園長・園長代理などの役職者の若年化は、職員の気づく視点の減少を招き、教育・保育スキルの維持が難しくなってきています。また、当市の公立施設は、幼稚園、幼稚園型認定こども園、保育所、小規模保育施設、幼保連携型認定こども園と多岐にわたっていますが、幼稚園教諭と保育士の処遇が異なることから、柔軟な職員配置ができず、園運営にも制約がかかる状況であり、教育・保育のスキルの維持をさらに困難にする要因にもなっています。

これらに対応していくためには、教育・保育の垣根を越えて取り組まなければならず、幼稚園教諭と保育士を一体化した持続可能な職員体制が必要であることから、新たな職(保育教諭)を設定するとともに、諸制度の必要な整備を行うものです。

## 2 内容

- (1) 新たな職種として「保育教諭」を設定する。
- (2)「保育教諭」は幼稚園教諭免許と保育士資格を有する者とする。
- (3)「保育教諭」の各施設への配属は、資格発令(幼稚園教諭・保育士)で対応する。
- (4)「保育教諭」の初任給を7等級25号給に設定する。
- (5) 現幼稚園教諭の給料を8号給引き下げる。
- (6)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法に基づき、吹田市一般職の職員の給与に関する条例に、公立幼稚園、幼稚園型認定こども園で勤務する幼稚園教諭に、①教職調整額(本給の4%)を支給する(管理職手当が支給される者を除く)こととし、また、②時間外勤務手当と休日勤務手当を支給しない旨、追加規定する。
- 3 施行日(予定)令和3年1月1日

以上